

(仮称) いわき市再生可能エネルギー発電施設の  
適正な導入及び管理に関する条例  
逐条解説 (案)

いわき市生活環境部環境企画課

# (仮称) いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入

## 及び管理に関する条例逐条解説 (案)

### (目的)

第1条 この条例は、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの利用を推進するにあたって、市内の再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関して、基本理念を定め、並びに市、事業者、土地所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギー発電設備の設置等について必要な事項を定めることにより、事業者による適正な設置や管理を促し、もって自然環境及び生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全、地域との調和及び共生並びに災害の防止を図ることを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、条例制定の目的を定めるもので、第2条以下の各条文は本条の達成を目標として解釈及び運用されます。

脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの利用を推進することが求められる一方、再生可能エネルギー発電施設の導入については、再生可能エネルギー発電施設（以下「再エネ発電施設」という。）が適正に設置され、安定的に維持管理されることが基本となります。

再エネ発電施設の適正導入、安定的な維持管理の実現により、現在から将来にわたり、自然環境等を保全し、地域との調和を保ち、及び、共生し、並びに、災害を未然防止することを条例の「目的」として規定するものです。

この目的の実現のため、本条例では具体的な手段として、

- ① 市、事業者、土地所有者等及び市民の責務を明らかにすること（条例第4条～第7条）
- ② 再エネ発電設備の設置等に関し、必要な措置を講ずること（条例第9条～第17条）
- ③ 指導又は助言、立入検査等及び勧告などの行政指導並びに国等への通報及び事業者名の公表の措置に関すること（条例第18条～第23条）、を規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (2) 事業 再生可能エネルギー発電設備の設置、当該設備を設置するために行われる土地の形質の変更（立木竹の伐採を含む。）及び当該設備により発電を行う事業をいう。
- (3) 事業者 事業を計画し、これを行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う土地の区域であつて、柵、塀その他の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。
- (5) 地域住民等 事業区域の全部又は一部が所在する地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する個人及び当該区域に所在する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

【趣旨】

本条は、本条例において使用する主な「用語」について定義するものです。

【解説】

- (1) 「再生可能エネルギー発電設備」の定義は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）の定義に準じます。
- (2) 「事業」については、再エネ発電設備による発電に加え、その前段に必要となる土地の形質の変更（土地開発や立木竹の伐採）及び設置工事等についても適切な管理等が必要なことから、本条例でいう「事業」の対象として定義します。
- (3) 「事業者」とは、事業を実施する主体として、事業計画を作成行為なども定義に含めます。（本条例の定義では、既に再エネ事業を実施している事業者も対象に含まれます。）
- (4) 「事業区域」とは、事業を実施する場所のうち、その範囲を指し、再エネ発電設備（付帯する設備を含む。）を設置する土地と定義します。  
また、当該土地以外の土地とは、柵等で境界を示すことが管理上必要なことから、区域の境界があることも定義に加えています。
- (5) 「地域住民等」については、事業区域が所在する区域を管轄する地縁による団体（いわゆる区や自治会）の範囲内に居住する個人はもとより、区域内の法人その他の団体を包含して定義しています。
- (6) 「土地所有者等」については、事業区域内の土地の所有者はもとより、実質的にその土地を占有又は管理する者を包含して定義しています。

(基本理念)

第3条 本市の豊かな自然環境及び安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたかけがえのない財産であり、その恩恵を将来の世代に継承できるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

【趣旨】

本条は、条例制定の前提となる「理念」について明らかにするものです。

再エネ発電設備の設置等は、本市の自然環境等を活用するものであることから、導入に際し、自然環境等を保全し、その恩恵が将来にわたって享受されるようにしなければならないことを規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、自然環境等の保全及び災害の防止のため、市内の再生可能エネルギー発電施設が適切に導入され、及び管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するために、市が果たすべき責務を規定したもので、再生可能エネルギー発電設備の設置等に関し、事案に応じ必要な措置を講じる責務があることを明らかにするものです。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及び条例を遵守するとともに、自然環境等の保全及び災害の防止のため、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の適正な管理を行わなければならない。

2 事業者は、地域住民等との良好な関係を構築するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、事業区域に係る土地を原状に回復するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するために、事業者がいかなる責務を有するか明らかにするもので、第1項に計画段階から事業実施期間中の責務、第2項に事業実施に係る地域住民等との関係に係る責務、第3項に事業終了時の責務を規定しています。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、事業区域内に存する自らが所有し、占有し、又は管理する土地を適正に管理するとともに、この条例に基づいて行う市の措置に協力するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、土地所有者等は、事業区域の適切な管理について責務を有することを明らかにするものです。

(市民の責務)

第7条 市民は、この条例に基づいて行う市の施策及び措置に協力するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、本条例の目的を達成するために、市民の「協力」を責務として規定するものです。

(適用を受ける事業)

第8条 この条例の規定は、発電出力10キロワット以上の事業(次の各号に掲げる事業を除く。)に適用する。

- (1) 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の屋根、屋上又は壁面に設置した再生可能エネルギー発電設備(太陽光を再生可能エネルギー源(法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。)とするものに限る。次号において同じ)により、発電を行う事業
- (2) 個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力50キロワット未満の事業
- (3) 再生可能エネルギー発電設備から得られた全ての電気を事業区域又は当該事業区域に隣接する土地において事業者自らが利用する事業
- (4) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)第2条第2項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備により発電を行う事業

2 発電出力10キロワット未満の事業を複数実施する場合であつて、事業者及び事業区域に一体性が認められるときは、前項の規定の例による。

#### 【趣旨】

本条は、本条例で対象とする再エネ発電設備の規模を規定するとともに、条例の規制によらずとも適正な管理等が期待されるものについては適用を除外するものです。

#### 【解説】

- (1) 第1項において、本条例の適用となる規模要件については、電気事業法に基づく基礎情報届出を要する発電出力10キロワット以上のものとします。また、10キロワット以上のものであっても、条例の適用除外となる要件を第1号から第4号で規定しています。

適用除外とする第1号について、自らが管理する建築物に付属して太陽光発電施設を設置することは一般に普及しており、当然にして建築物と併せて維持管理されることが期待されることから、建築物の屋根等に太陽光発電に係る再エネ発電設備を設置する事業については適用除外とします。

- (2) 第2号では、自宅やその隣接地の利用可能な範囲内で設置する場合は、自らの生活環境の保全のために適正に維持管理されることが期待されることから、電気事業法に基づき電気主任技術者を選任・配置する必要がある50キロワットに満たない規模の太陽光発電事業については適用除外とします。なお、店舗兼住宅も居住する土地に含みますが、再エネ発電設備の設置者は当該店舗兼住宅の居住者個人名義である必要があります。
- (3) 第3号では、再エネ発電設備で得られた全ての電気を自らの事業所等で利用する場合、設備の維持管理が不適切であつては、当該事業所等の運営に支障が発生するため、常時、適正な維持管理を行うと考えられることから、適用除外とするものです。

- (4) 第4号では、いわゆる洋上風力発電等の海域での再生可能エネルギー発電については、別途海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律で対応等が規定されていることから、適用除外とするものです。

また、第8条第2項では、適用除外とする10キロワット未満の事業であっても、事業の実施主体の同一性及び事業区域の隣接状況等により、一体性が認められると判断されるような場合には、条例の対象とします。

(事業計画の概要に関する書類の提出)

第9条 事業者は、事業を実施しようとするときは、当該事業に係る計画の概要に関する書類を作成し、市長が規則で定める書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 事業者は、事業の変更（市長が規則で定める軽微な変更を除く。第11条第2項及び第14条第2項において同じ。）をしようとするときは、当該事業の変更の概要に関する書類を作成し、市長が規則で定める書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例が実効的な効力を発揮するため、事業者による事業実施の計画段階において、その計画の概要を市に提出させることにより、情報を把握することを規定するものです。

また、第2項では、事業内容の変更を行う際にも同様に取り扱うことを規定するものです。

【解説】

本条第1項で定める「事業に係る計画の概要」とは、例として、事業者、事業区域、再生可能エネルギー源、再エネ発電設備の出力の合計、事業の実施時期及び環境等の保全に関する計画などの書類が該当します。具体的には、再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度の認定に際し、提出する複数の書類のうち、計画概要の把握に必要な書類とします。

本条第2項にいう「変更」とは、実施中の事業のうち、主に再エネ発電設備の規模、能力その他の仕様を変更することや、付帯する設備、事業区域の土地の形質を変更することを示します。また、「事業の変更の概要」とは、当該変更を行う場所や理由を明らかにし、変更前後の比較対照に係る書類とします。

(具体的な書類及び第2項にいう軽微な変更については別途制定する規則において定めます。)

また、別途定める規則では、関係法令手続の状況の報告書や、法令遵守に係る誓約書、暴力団でないことの誓約書を提出させることで、法令の遵守・不適切な事業の未然排除を図ることとします。

(受理の通知)

第10条 市長は、前条第1項の事業に係る計画の概要に関する書類又は同条第2項の事業の変更の概要に関する書類の提出があったときは、事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に意見を付すことができる。

3 次条第1項又は第2項の規定による説明会の開催は、第1項の規定による通知後に行うよう努めなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、前条で定める事業計画の概要に関する書類が提出された際の市の対応等について規定するものです。

#### 【解説】

市長は、提出された書類の内容を確認後、受理した旨を事業者に文書にて通知します。

また、当該計画又は変更の概要に対して必要に応じ、参考に意見を付すこととします。この意見については、事業計画と関係した意見でなければならない、事業計画を中止等させる効力を有するものではありません。

これらの手続きの完了後に、事業者は説明会を実施するよう努めることとします。

(説明会の開催)

- 第11条 事業者は、事業を実施しようとするときは、第14条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、当該事業の計画に関する説明会を開催しなければならない。
- 2 事業者は、事業の変更をしようとするときは、第14条第2項の規定による変更の届出を行う前に、地域住民等に対し、当該事業の変更に関する説明会を開催しなければならない。
- 3 事業者は、前2項の規定により説明会を開催しようとするときは、市長が規則で定めるところにより、地域住民等に対し、説明会の開催を周知しなければならない。
- 4 事業者は、市長が規則で定めるところにより、地域住民等の意見を聴くとともに、当該意見に対する回答を行い、事業の実施に関し理解を得るよう努めなければならない。
- 5 事業者は、第1項又は第2項の規定により説明会を開催したときは、第14条第1項又は第2項による届出を行う前に、当該説明会の報告書を作成し、前項の意見及び回答に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない

【趣旨】

再エネ発電施設のうち、再エネ特措法に基づく FIT・FIP 認定事業は、制度認定前に住民説明会の開催が義務付けされていますが、その他の発電事業（相対取引による発電事業など）の場合には、説明会の開催を義務付けする法令がありません。

このため、本条において、再エネ発電事業の「全体」について、住民説明会の開催を義務として規定し、次条において、再エネ特措法に基づく FIT・FIP 認定事業に係る住民説明会の開催義務を除外します。（再エネ特措法の運用による住民説明会の開催を認める。）

【解説】

第1項では、設置に際しての説明会を規定するほか、第2項で事業変更の際にも説明会を実施するよう規定します。

また、第3項では、説明会の実施にあたっての周知の方法等を規定し、第4項では、説明会の開催後において事業者が住民意見を聴き、意見に対し回答するよう規定します。この際、事業者は事業実施に関し、理解を得るよう努めなければならないとしています。

第5項では、これら一連の説明会の開催から住民意見に対する対応等について、市長に書類の提出により報告しなければならないものとしています。

（事前の周知や、住民意見の聴取の方法については別途制定する規則において定めます。）

(説明会の開催の特例)

第12条 前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、市長は、市長が規則で定めるところにより、説明会の開催を省略させることができる。

2 市長は、前項の規定により説明会の開催を省略させるときは、事業者に対し、その旨通知するものとする。

【趣旨】

本条は他の法令に基づき、住民説明会等を実施する事業について、特例として説明会の開催を省略させることができるとするもので、事業者の不要な事務負担や説明会に参加する住民の負担を軽減することを目的とする規定です。

なお、説明会の開催が省略できる要件については、別途作成する規則で明示します。

【解説】

再エネ特措法や環境影響評価法、福島県環境影響評価条例などでは、それらの手続きの中に住民説明会を実施するよう別途規定が設けられています。このため、これらで説明会を実施する場合、本条例と重複して説明会を実施する必要が生じることから、特例として開催省略を可能とする規定を設けるものです。

(説明会の開催を省略でき場合の詳細については別途制定する規則において定めます。)

(三者協定)

第13条 市長は、事業が市長が規則で定める場合に該当するときは、事業者に対し、市及び地域住民等の代表者との間で、事業の管理運用に係る協定（以下この条において「三者協定」という。）を書面により締結するよう要請するものとする。

2 事業者は、前項の規定による要請があったときは、三者協定を締結するよう努めなければならない。

3 事業者は、三者協定を締結した場合であって、第14条第2項の規定による届出を行ったときは、市及び地域住民等の代表者と協議の上、必要に応じて当該三者協定を変更しなければならない。

4 事業者は、三者協定を締結した場合であって、再生可能エネルギー発電設備を第三者に貸し付けようとするときは、当該第三者に対し、当該三者協定を遵守させなければならない。

5 三者協定は、締結の日以後に事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続により事業者の地位を承継した者に対しても、その効力があるものとする。

【趣旨】

本条は一定規模以上の事業を行おうとする事業者に対し、管理運用に係る協定を市、区長、事業者の三者協定として締結するよう要請することを明文化しています。

本市では、条例制定以前から、環境影響評価対象事業の「風力発電」について、市、事業者、区長会の三者協定を締結してきました。本条では、規則に定める一定規模以上の再エネ発電施設に対して、協定の締結を要請することを規定しています。

また、事業変更があれば内容の見直しを行い、協定締結後の実施主体の変更等にあたっては、協定の効力の遵守又は承継を行うこととしています。

【解説】

事業計画に係る規則で定める要件は、「環境影響評価を実施する規模の再エネ発電」とする予定です。（要件に該当する事業計画については別途制定する規則において定めます。）

管理運用に係る「協定」とは、事業の実施のための工事期間中の事項、事業実施中の管理に係る事項、維持管理上実施した環境保全措置・測定等の結果の報告等を示し、市や地域住民等の代表者（いわゆる区長等）と経済的な利益等の授受に関するものではありません。

また、再エネ発電設備の変更の届出を行ったときは、変更の内容に応じて、三者協定で定めた事項への影響等を鑑み、見直しを行うこととしています。

さらに、再生可能エネルギー発電設備を第三者に貸し付けようとする場合には、協定の締結主体として、当該借り受け者に対し、これまで同様に協定を遵守させることとしています。

また、地位の承継に係る譲渡や合併、分割又は相続があったときは、協定の締結主体としての地位についても同様に承継することとしています。

(工事の着手等の届出)

第14条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事（以下この条において「工事」という。）を行うときは、工事に着手する日の30日前までに、市長が規則で定める書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした事業者は、事業の変更をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした事業者は、工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした事業者は、工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容が第1項又は第2項の規定による届出の内容に適合するかどうかを確認するものとする。

### 【趣旨】

本条は、本条例が実効的な効力を有するため、事業主体の情報に加え、再エネ発電設備の設置から維持管理、その体制や環境保全の計画、計画遂行のための財務情報など、適正な導入及び管理の情報の裏付けとなる資料を市が把握するために規定するものです。また、事業に変更があったときも届出による情報の把握を行い、工事の進捗に中止等があった場合も届出を行うよう求めます。さらに、完了後は、市として、事業実施等の届出との適合性を確認するものとします。

### 【解説】

本規定では、規則で定める書類の届出を事業者に求めています。

事業者を求める書類を大きく分類すると、

① 事業主体に係る情報が分かる資料（住民票、履歴事項全部証明書など）

② 設置等の工事や設置後の維持管理に必要な資力を有することが分かる資料  
（財務諸表、収支見込計算書、修繕費積立計画書、廃棄積立計画書など）

③ 再生可能エネルギー発電設備の仕様等に係る資料

（仕様書、カタログ、構造物安定計算書、平面図、立面図及び断面図など）

④ 事業期間中の維持管理等の計画に関する資料

（環境保全の計画書、雨水排水計算書、緊急時連絡先など） となり、これらの必要書類が整っていれば受理となります。

なお、これらの書類のうち、特措法に基づき FIT・FIP 制度の認定を取得しようとする場合は、当該認定取得のため作成した書類を以て替えることができることとし、事業者の事務負担の軽減を図ることとします。

本条では、届出は事業着手の30日前までに行うこととしています。これは、電気事業法に基づく工事計画の届出が30日前までに必要なことに準じて設定しています。

なお、本条例でいう工事とは、再エネ発電設備本体の設置に係る作業に限定するものではありません。

く、再エネ発電設備の設置のために必要となる造成等の土木工事、立木竹の伐採、取り付け道路等の設置等の前段階となる工事一式を含みます。

(必要な書類については別途制定する規則において定めます。)

「事業の変更」とは、第1項で届け出た事項のうち、施設の仕様等であって別途規則で定めるものを変更する場合を示し、同様に届出を行うようにするものです。

また、工事の「中止」とは、一連の工事の実施にあたり、天災その他やむを得ない事情による中断、若しくは、事業者又は工事の受注者の都合により相応の期間又は期限を定めず、作業を実施することができなくなった状態を指し、休業等により一時的に作業を実施していない状態は除くものとします。工事の「廃止」とは、事業計画を完成させることなく、事業自体を今後実施しない状態を指します。

工事の「再開」とは、前述のように中止状態にあった工事が、再び継続して作業が可能な状態に復し、現に作業を行う状態に至ったときとします。

さらに、工事の「完了」とは、制御機器類の操作により容易に事業を開始可能な段階に至ったことを指し、完了後においては、市は施工内容と条例の届出との整合性を確認する旨規定しています。

なお、市長が行う「確認」は、あくまで届出に適合しているかを確認するものであり、届出以外の項目について適否を審査するものではありません。

(維持管理等)

第15条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を常時安全かつ適正な状態に保つよう維持管理しなければならない。

2 事業者は、災害その他の事由により再生可能エネルギー発電設備が損壊し、又は事業区域内若しくはその周辺において環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、設置された再生可能エネルギー発電設備の適切な維持管理により、設備を常時安全かつ適切な状態に維持することは事業者の義務として規定するとともに、災害等に起因して不具合が発生した際に速やかに必要な措置を講じるとともに、市への事故等発生 の報告を義務として規定するものです。

#### 【解説】

事業実施にあたっての維持管理の計画等については、第14条でその内容を市に届け出ており、本条は届出内容の確実に履行することはもとより、一般的事項として安全かつ適正な状態を常時維持することを求めるものです。

ここでいう災害その他の事由とは、地震、落雷、大雨、強風等の自然災害、不慮の故障による不具合の発生や人為的な損害・盗難であって、日常的な保守点検において対応する範囲の軽微な故障や部品の交換を除いた、安全と適正な状態の維持の支障となる事案すべてを示すものです。

また、発電施設自体の損壊・故障はもとより付帯設備や事業区域での事故等、周辺環境に影響を及ぼした事案又は及ぼしうる事案の全ての報告を求めています。

(氏名等の変更及び地位の承継の届出)

第16条 事業者は、氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 事業の譲渡、合併又は分割若しくは相続により事業者の地位を承継した者は、市長が規則で定める書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

### 【趣旨】

本条は、事業者の氏名等を変更した場合及び再生可能エネルギー発電設備の売買等により、事業主体が変更し、地位を承継する場合、市への届出を義務として規定するものです。

### 【解説】

「氏名等の変更」とは、事業者が個人である場合は、その氏名及び住所の変更に加え、事業者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名、法人の主たる事務所の所在地の変更を指し、これら事業主体の基本的情報に変更があった場合、情報を把握するために届出を求めるものです。

また、地位の「承継」とは、再エネ発電設備の売買取引による事業主体の変更に加え、事業者全体又は一部の買収又は合併等により、事業主体が第三者に変更され、当該第三者が新たな再エネ発電設備の所有者となった場合、個人の事業者から再エネ発電設備を財産として相続し、当該相続人が新たに再エネ発電設備の所有者となった場合を指します。

(必要な書類については別途制定する規則において定めます。)

(事業の終了に関する届出等)

第17条 事業者は、事業区域内の全ての再生可能エネルギー発電設備の発電を終了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業区域内の全ての再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該再生可能エネルギー発電設備が設置されていた区域の状況を確認するものとする。

#### 【趣旨】

本条は、再生可能エネルギー発電事業の終了時、撤去の完了時の届出を義務とするとともに、市が事業終了後に状況確認を実施することを規定するもので、事業終了後の原状復旧が不十分、または廃棄物等が残置されているといった不適正事案の未然防止のために設けている規定です。

#### 【解説】

発電の「終了」とは、再エネ発電設備による発電をとりやめ、今後発電を行わない状態を指し、再エネ発電設備の撤去の「完了」とは、設置された工作物のみならず、工作物の基礎や付帯設備、事業区域に設置された柵その他管理に必要な工作物等の全てが撤去された状態を指します。

また、撤去後なお事業区域内に残置されているものがある場合は、撤去が未完了であるとし、速やかに残置物の処分を促すものとし、必要に応じて関係部署と連携して残置物の適正な処分に係る指導を行うこととします。

(指導又は助言)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

#### 【趣旨】

本条は、市に事業者に対する行政指導として、助言又は指導を行う権限を付与するため、規定するものです。

(報告の徴収)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる

【趣旨】

本条は、市に事業者に対する行政指導として書面による報告を求める権限を付与するため、規定するものです。

【解説】

条例の施行に必要な限度とは、第1条の目的にいう「自然環境等の保全、地域との調和及び共生並びに災害の防止」を達成するために必要な範囲と解し、これらの達成に支障があると考えられる場合、市は事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることで、事業の実施の状況を確認し、確認結果に応じて適切な措置を講じるものとします。

(立入検査等)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業区域その他事業と密接な関連を有する場所に立ち入り、再生可能エネルギー発電設備その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問を行う市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、市に事業者に対する行政指導として事業区域等に立入検査を行う権限として規定するものです。

【解説】

条例の施行に必要な限度とは、第1条の目的にいう「自然環境等の保全、地域との調和及び共生並びに災害の防止」を達成するために必要な範囲と解し、これらの達成に支障があると考えられる場合、市は立入検査等を実施することで、事業の実施の状況を確認し、確認結果に応じて適切な措置を講じるものとします。

第2項では、立入検査の実施にあたって必要となる手続きを示しております。

また、立入検査は刑事訴訟法の規定による手続きと異なることから、第3項でこれを明らかにしています。

(勧告)

第 21 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項の事業計画の概要に関する書類又は同条第 2 項の事業の変更の概要に関する書類を提出せず、又は虚偽の記載をして提出したとき。
- (2) 第 11 条第 1 項又は第 2 項の説明会を開催しないとき。
- (3) 第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。
- (4) 第 15 条第 2 項の規定による報告を行わず、又は虚偽の報告を行ったとき。
- (5) 第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。
- (6) 第 18 条の指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。
- (7) 第 19 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) 前条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

#### 【趣旨】

本条は、市長が、届出等この条例に定める手続きを行わない事業者や行政指導に従わない事業者に対する勧告を行う権限として規定するものです。

(国等への通報)

第22条 市長は、事業者が事業の実施に関して法令に違反している疑いがあると認められるときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。次項及び次条第1項において同じ。）及び当該違反法令の内容を国その他の関係機関に通報するものとする。

2 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を国その他の関係機関に通報するものとする。

### 【趣旨】

本条は、法令違反が疑われる不適正事案を覚知した場合又は第21条に基づく勧告に従わない事業者への対応として、国等に通報することを明確に規定するものです。

法令への違反や適正と言えない事業の実施状況が継続することは、本市の自然環境等の保全及び災害の防止に支障があり、これらの未然の防止が求められます。

本条は、特措法に基づく認定の失効、特措法又は電気事業法に基づく措置命令の発出や罰則の適用、電力会社との系統接続契約の解除等の処分に係る権限を有する国その他の関係機関とあらかじめ連携し、事業者による適正な事業実施を促すために規定するものです。

### 【解説】

市が、事業者による法令違反又はそのおそれがあることを覚知したときは、これを是正させることが当然であるため、国その他の関係機関であつて、当該法令違反を是正させるための然るべき対応を行うべき、行政庁に情報提供を行うことを明らかにしています。

また、本条例では、市が行政指導を行う事由やその方法を第18条から第21条で定めておりますが、もっとも重い指導として第21条に基づき「勧告」がなされます。これにも従わない場合、市は国及び関係機関に対し、行政指導を行っている事実等を整理し、国及び関係機関に通報を行うこととします。

なお、ここでいう国とは、特措法や電気事業法を所管する経済産業省を想定しており、関係機関は系統接続を行う電力会社などを想定しております。

(公表)

第 23 条 市長は、第 21 条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

**【趣旨】**

本条は、勧告に従わない事業者がある場合、当該事業者名等を公表する場合があることを規定するものです。また、公表を行う場合の手続きとして、意見を述べる機会を与えることを規定するものです。

**【解説】**

公表は、行政処分に当たらないものの、事業者にとって社会的評判の失墜等の不利益の発生が予見されるため、市行政手続条例に準じて事業者に弁明の機会を付与する規定を設けます。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

**【解説】**

本条は、本条例の施行にあたって必要となる事項の詳細については、別途「規則」により定めることを規定するものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事に着手した者（次項において「既存事業者」という。）については、この条例の規定（第5条、第8条及び第15条から第20条まで、第21条（第1号から第3号までに係る部分を除く。）、第22条及び第23条の規定を除く。）は、適用しない。
- 3 既存事業者のうち、施行日から30日を経過した日以後に事業の変更を行った場合であって、当該事業の変更により発電出力が10キロワット以上増加するものであるときは、その旨を市長に届け出なければならない。

【解説】

本附則は、本条例の施行に関する事項を規定するものです。

なお、経過措置として、一部の条項については遡及適用するとともに、既存事業者であっても、条例施行から一定期間経過後に一定の要件を満たす事業内容の変更を行う場合は、当該変更について届出を行うこととしています。

## ・【参考資料】 各種法令における規定（主なもの）

### ● 日本国憲法（営業の自由・財産権関係）

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

第 94 条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

### ● 地方自治法（条例制定関係）

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

第 255 条の 3 普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

● 再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（事業者に関する主な条文）

（定義）

第 94 条第 3 項 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

1. 太陽光
2. 風力
3. 水力
4. 地熱
5. バイオマス （6 号略）

（認定事業者の義務）

第 10 条の 3 第 1 項 認定事業者は、第 9 条第 4 項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画（第 10 条第 1 項の規定による変更若しくは追加の認定又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による変更の届出があったときは、その変更後又は追加後のもの。以下「認定計画」という。）に従って再生可能エネルギー発電事業を実施しなければならない。

（改善命令）

第 13 条 経済産業大臣は、認定事業者が第 10 条の 3 の規定に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の失効）

第 14 条 認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条第 4 項の認定（第 10 条第 1 項の変更又は追加の認定を含む。次条、第 15 条の 17 及び第 15 条の 18 第 1 項において同じ。）は、その効力を失う。

1. 認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したとき。
2. 第 9 条第 4 項の認定を受けた日から起算して再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとに経済産業省令で定める期間内に認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を開始しなかったとき。

（認定の取消し）

第 15 条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 9 条第 4 項の認定を取り消すことができる。

1. 認定事業者が第 10 条の 3 の規定に違反しているとき。
2. 認定計画が第 9 条第 4 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに適合しなくなったとき。
3. 認定事業者が第 13 条の規定による命令に違反したとき。
4. 認定計画に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合においては、認定事業者が第 15 条の 12 第 2 項又は第 15 条の 17 の規定による積立てをしていないとき。

(解体等積立金の積立て)

第 15 条の 12 第 2 項 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第 52 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2～3 (略)

4 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 経済産業大臣は、第 1 項の規定により報告を受けた事項その他この法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

1. ～3. (略)

4. 第 52 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。